

林地開発許可申請の手引き（令和2年5月）の主な改正点について

林地開発許可申請の手引き（令和2年5月）の主な改正点は下記のとおりです。

記

1. 「開発行為の許可基準の運用細則について」の改正に伴う改正
 - ・ 盛土の許可基準の追加
 - ・ 一層の仕上がり厚を30cm以下とし、その層ごとに締め固めを行うこと。
 - ・ 必要に応じて雨水・地表水・地下水の排水施設を講じること。
 - ・ 残置森林等の技術基準の変更
 - ・ 開発行為の目的において、既存の「工場・事業場の設置」の再生可能エネルギーの枠組みから太陽光発電を除外。
2. 「太陽光発電施設の設置を目的とした開発行為の許可基準の運用細則について」の制定に伴う太陽光発電施設の設置に関する許可基準の追加
 - ・ 開発行為の目的における「太陽光発電施設の設置」の新設
 - ・ 事業終了後の措置
 - ・ 災害防止の要件（自然斜面への設置、排水施設的能力・構造）
 - ・ 環境保全の要件（残置森林の配置）
 - ・ その他配慮事項（住民説明会の実施、景観への配慮）
3. 「開発行為における一体性の判断基準」の制定
 - ・ 開発行為の一体性について、「場所」、「時期」、「人格」の各項目における判断基準を設定。
 - ・ 各項目においてそれぞれ一つ以上該当し、かつ、共同性及び計画の一体性があると認められる場合に「一体性を有する開発行為」とした。
4. その他
 - ・ 関係例規の文言及び様式等の修正

詳細については、「林地開発許可申請の手引き（令和2年5月 長崎県農林部林政課）」をご確認ください。